

令和3年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年2月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義		
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治	6番	永井 龍右
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂		
11番	後藤 広高	12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗	14番	太田 道雄
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	堀田 正彦	10番	長谷川 淳一

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	加納 和佳	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主査	羽田野 玲
----	-------	----	-------

【事務局】

定刻前ですが、皆様お集まりいただいておりますので、始めさせていただきます。
本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。
なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。
それでは只今から、令和3年第2回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。
本日の欠席委員は、堀田正彦委員、長谷川淳一委員の2名でございます。なお、総会の議長につきましても、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
春が近づいてまいりましたが、まだ寒い日がありますので、健康管理に気を付けていただきたいと思います。
それでは、ただいまから令和3年第2回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。
これより日程に入ります。
日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、5番永井伸治君、11番後藤広高君を指名いたします。
次に日程第2議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。
議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出会長名でございます。
まず所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。受人は現在15,079㎡の農地を経営しており、個人で年間280日、世帯では年間920日従事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ贈与するものです。

受人は現在9,150㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では年間360日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在3,398㎡の農地を経営しており、個人で年間200日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在2,030㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では160日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は農地を所有することのできる農地所有適格法人であり、現在494,680㎡の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間750日従事しています。

番号6番は5ページまで続きます。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在613㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では210日農業に従事しています。

次の番号7番と10番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの7番の申請は渡人が亡くなっているため、相続財産管理人である弁護士が代理者となって申請しています

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

譲受人は今回の申請で4,580㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日農業に従事する計画です。

5ページをお願いします。

先に議案の訂正をお伝えします。8番の申請で、右から3番目の枠にあります「渡し人、受人事由」について、下段の規模縮小と記載してありますが、正しくは規模拡大となります。こちらは事務局の確認不足であり、大変申し訳ございませんでした。訂正した上で、進めさせていただきます。

(番号8番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。
受人は現在12,040㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

(番号9番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、申請地に隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。
受人は現在9,713㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では980日農業に従事しています。6ページをお願いします。

(番号11番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。
受人は現在3,639㎡の農地を経営しており、個人で年間90日、世帯では200日農業に従事しています。

(番号12番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、申請地に隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。
受人は現在21,005㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では950日農業に従事しています。

7ページになります。ここからは権利設定になります。番号13番と14番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号13申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号14申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和3年3月1日から3年間の使用貸借権の設定です。
受人と渡し人は親子関係にあり、後継者へ継承するものです。
受人は現在558㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯で350日農業に従事しています。

8ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計14件、移動の土地は、田31筆、11,057㎡、畑17筆、6,983㎡、その他3

筆 16.52 m²、合計 18,056.52 m²です。

以上 14 件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、永井伸治委員、永井龍右委員、浅野早苗委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 3 議案第 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9 ページをお願いします。議案第 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

10 ページをお願いします。

(番号 1 申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

(番号 2 申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

11 ページ総括表をお願いします。

4 条の申請件数は 2 件、転用の土地、畑 2 筆 868 m²です。

以上 4 条の申請 2 件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

12ページをお願いします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。13ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。申請地の南側に既存の資材置場があります。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらはヤギの飼育場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

14ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは従業員用駐車場を設置します。既存の駐車場に隣接しているため、駐車区画を拡張するものです。農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは寄宿舎を建築します。会社は申請地から西へ550mに位置します。農地区分は第3種農地です。

15ページ総括表をお願いします。5条の申請件数は、9件転用の土地田7筆、3,490㎡、畑6筆、2,586㎡、山林1筆、45㎡、合計6,121㎡です。

以上5条申請9件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案16ページをお願い致します。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

17ページをお願いします。こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(所有者、耕作者、申請地を朗読)

全て賃借権の設定です。貸借期間は令和3年3月11日から令和8年3月10日までが2筆、令和3年3月11日から令和13年3月10日までが5筆になります。

18ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金が農地を借り受ける、農用地利用集積計画になります。

(所有者、愛知県農業振興基金、申請地を朗読)

賃借権の設定は124筆、使用貸借権の設定は23筆です。

貸借期間は全て令和3年4月1日から令和13年12月31日までになります。

29ページ総括表をお願い致します。田144筆、93,439㎡、畑10筆、7,054㎡、合計154筆、100,493㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案30ページをお願い致します。

議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を

次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出、会長名でございます。31ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(愛知県農業振興基金、耕作者、申請地を朗読)

賃借権の設定は124筆、使用貸借権の設定は23筆です。

貸借期間は全て令和3年4月1日から令和13年12月31日までになります。

42ページ総括表をお願いいたします。田139筆、87,952㎡、畑8筆、4,038㎡、合計147筆、91,990㎡になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、永井龍右委員、杉村由幸委員、瀧信義委員、田中倫雄委員は、採決に加わることができませんので、よろしくお願い致します。

議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これをもちまして、令和3年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

5番委員

永井 伸治

11番委員

後藤 広高